



2025 年 6 月 5 日(木)

小栗キャップの News Letter

税理士法人STR 代表社員・税理士 小栗 悟

名古屋本部 〒450-0001 名古屋市中村区那古野 1-47-1 名古屋国際センタービル 17F

TEL : 052-526-8858 FAX : 052-526-8860

岐阜本部 〒500-8833 岐阜県岐阜市神田町 6-11-1 協和第二ビル 3・4 階

TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

Email: info@str-tax.jp <http://www.str-tax.jp>

スポットバイトの 利用者急増の理由

スポットバイト利用者の広がり

スポットバイトの利用者は(株)タイミーによると女性は約 55%、男性は約 42%他となっています。また、学生や会社員が多いものの、パートやアルバイトをしている方のダブルワークも多い状況です。年代では 20 代～40 代が多く、シニア層が増加中ということです。

利用者が急増している背景には時代の要請があるといえます。

- ① 面接も履歴書も不要という便利さです。
今まで事前に直接会って人物を見定め採用を判断していましたが、求人側、求職側もアプリ内での評価で採用します。
- ② 働き方改革による副業解禁の流れもあり、一つの会社に勤務するだけでなく他社での経験も積み本業に生かせる。
- ③ 働き方改革で多くの企業が残業時間を削減し、自由な時間が増えたこともあります。隙間時間を有効に使えます。
- ④ 人間関係のわずらわしさがなくその場限りの接触で面倒くささが少ない。
- ⑤ 希望すれば給与の即日払いもあります。

雇う側も・業務の繁閑に対応できる・社会保険加入や雇止めなどの問題がない・天候で人員調整できる、など良い面もたくさんありますが、一方不利益となる場面もあ

ります。

- ① 労働者が複数の事業所で働いているときは労働時間通算などが煩雑
- ② 面接がない分、人材との間でミスマッチもあり得る
- ③ 長期的には人手不足は解消できない
- ④ 仲介業者に支払いが発生する
- ⑤ 経験がないと教えるのに時間がかかる
- ⑥ 事業所からの評価が悪いときは Bad 評価を受ける
- ⑦ 無断欠勤は一定期間利用停止 etc.

労務管理上の問題点

労働時間に関していえば、1 日 8 時間 1 週 40 時間の法定労働時間を超えれば割増賃金を支払うのですが、労働時間を通算するのは本人の申告がなければわかりません。1 社あたりの賃金に限度額を設けてアラートやブロックが出て、社会保険加入や、地方税の給与支払報告書の提出などを避けるシステム設定のところもあるようです。

労災事故が起きても副業を認められていない場合は賃金通算もしにくいですし、これからの課題といえるでしょう。



都合の良い時間に
少しでも働けるのは
よいですね